

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人海レクサポートせいろう
- 3 代表者の氏名
小林 憲雄
- 4 主たる事務所の所在地
北蒲原郡聖籠町大字網代浜 1612 番地 5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、聖籠町の海で釣り、プレジャーボート、セーリング、サーフィン、海水浴等のレジャーを楽しむ人たちが並びに地元町民に対して、相互の情報交換と交流を深めるための事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 災害救援活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(特定非営利活動の種類) 第4条 (略) ① (略) <u>② 観光の振興を図る活動</u> ③～⑥ (略)	(特定非営利活動の種類) 第4条 (略) ① (略) ②～⑤ (略)
(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑥ (略) <u>⑦ 観光振興に関する受託事業</u> ⑧ (略) (2) (略) ①、② (略)	(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑥ (略) ⑦ (略) (2) (略) ①、② (略)
2 (略)	2 (略)
(権能) 第22条 (略) ① 事業計画及び活動予算並びにその変更 <u>② 事業報告及び活動決算</u> ③～⑨	(権能) 第22条 (略) ① 事業計画及び <u>収支予算</u> 並びにその変更 ②～⑧

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 総会で事業計画及び活動予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって総会終了後速やかに代表理事が事業計画及び活動予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、その場合総会での再度の議決を必要としないものとする。

3 代表理事は、前項の変更された事業計画及び活動予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。

4 本法人は、第1項の総会の承認を得るまでの間は、第22条第1項の規定に関わらず理事会が議決した事業計画及び活動予算をもって事業を行うことができるものとする。

5 第1項に規定した事業計画及び活動予算の変更は、総会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書（以下、「事業報告書等」という。）は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 総会で事業計画及び収支予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって総会終了後速やかに代表理事が事業計画及び収支予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、その場合総会での再度の議決を必要としないものとする。

3 代表理事は、前項の変更された事業計画及び収支予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。

4 本法人は、第1項の総会の承認を得るまでの間は、第22条第1項の規定に関わらず理事会が議決した事業計画及び収支予算をもって事業を行うことができるものとする。

5 第1項に規定した事業計画及び収支予算の変更は、総会の議決を経て行う。

(事業報告及び収支決算)

第38条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（以下、「事業報告書等」という。）は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。